

臨時的任用職員の勤務条件について

【勤務時間・休日等】

- ・変更点なし

【年次休暇】

- ・任期付職員に準ずる

任 用 の 期 間	年次休暇付与日数
11月を超え1年以下の期間	20日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
1月に達するまでの期間	2日

【特別休暇】

全て有給とする。取得日数、取得要件についても本務と同様。

- ・ 取得可能となるもの（現行取得不可）
 - ▶配偶者分べん休暇 ▶育児参加休暇 ▶ドナー休暇
- ・ 無給→有給になるもの
 - ▶結婚休暇 ▶妊娠障害休暇 ▶産前休暇 ▶産後休暇 ▶育児時間休暇
- ・ 取得日数が本務と同等になるもの
 - ▶夏季休暇 ▶忌引休暇 ▶育児時間休暇 ▶子の看護休暇 ▶短期介護休暇

【介護休暇・介護時間】

- ・ 新設。取得要件等について本務職員と同様。給与は無給。

【育児休業】

- ・ 変更点なし（育児部分休業のみ取得可能）
育児休業、育児短時間勤務については地方公務員育児休業法上取得不可

【病気休暇】

- ・ 変更点なし

【職務免除】

- ・ ボランティア職免を除き変更点なし
ボランティア職免については、任用期間6月につき2日付与とする。